

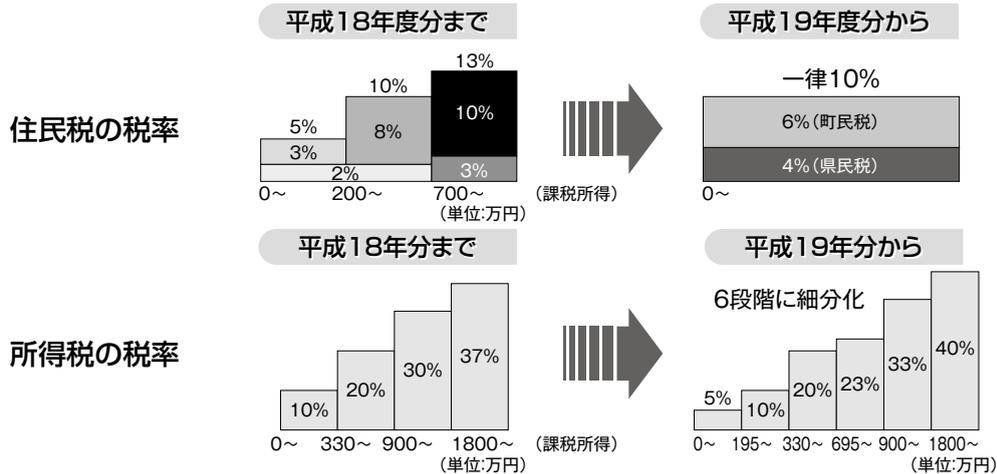


国の税制改正により 平成19年度 **住民税** が大きく変わりました!



■ 何が変わる?

平成19年から税源移譲により、国の税収が減り、地方の税収が増えることになりました。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。これにより、住民はより身近で、よりよい行政サービスを受けられるようになります。



■ 税負担はどうなる?

住民税は増えますが、所得税の税率を変えることで税額を減らして調整をするため「住民税+所得税」での負担は変わりません。しかし、定率減税の廃止や65歳以上の方の経過措置により、税負担は増加します。

● 夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			→	税源移譲後 (単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0	9,000	9,000		0	9,000	9,000		0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000		0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000		0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000		0円



■ 定率減税の廃止

定率減税は、廃止されました。



「梅のもぎ採り体験」参加者募集

- ▶ **日 時** 6月10日(日)
9時30分集合・受付
10時梅園へ出発 雨天実施
- ▶ **集合場所** グリーン・パークほどの
「森林生態学習館」
- ▶ **内 容** 「南光」^{ナンコウ}「白加賀」^{シロカガ}「鶯宿」^{オウシュク}の3種類、約500本の梅園へ入り、必要量の梅を採取後計量し、1kg200円で購入していただきます。

▶ その他

- ① 雨具、虫除け用品などを持参してください。履き物は長靴又は運動靴を着用してください。
- ② もぎ採った「梅」を入れる袋も各自持参してください。

▶ 申込締切

6月6日(水)

▶ 申込・問い合わせ

吾北総合支所地域振興課

☎ 867-2314